

木造住宅の耐震診断を助成します

阪神淡路大震災では、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅が多数倒壊し、甚大な被害が発生しました。このことから五條市では、大規模地震に備えた地域作りの第一歩として、木造住宅の耐震診断事業を実施しています。

■耐震診断は次の条件に該当する家屋を対象とします。

- ①昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅。
- ②延べ床面積250㎡以下。
- ③地階を除く階数が2以下のもの。
- ④その他の条件に関しては問い合わせてください。

■診断の経費は一件1万円です

耐震診断料3万円のうち2万円を補助します。

■その他

▽申請に関する書類などは庶務課で配布します。申請を希望する場合はまず庶務課に連絡してください。

▽耐震診断は耐震診断技術者として奈良県に登録された診断員が自宅に訪問して行います。直接業者に依頼した耐震診断は補助の対象になりませんので注意してください。

▽件数に限りがありますので、希望する場合は早めに申請を行ってください。

▽申請締切 10月31日(水)

■申込・問合せ先 庶務課交通防災係 ☎(内線236)

◎奈良県では「講演会・あなたの住まいは大丈夫？－地震に備えてわが家の診断を－」を10月22日(月)午後1時30分から桜井市立図書館(桜井市大字河西31)で開催します。定員は300人(先着順)、参加費は無料。詳細については、奈良県庁建設課まちづくり推進課(☎0742・27・7561)へ問い合わせてください。

浄化槽 維持管理できていますか？ 10月1日は「浄化槽の日」

水環境の悪化を防ぐためには、浄化槽を適切に維持管理しなければなりません。設置者に次のような維持管理が浄化槽法第10条の規定により義務付けられています。

①定期的な清掃

浄化槽は微生物の力により汚水を処理するため、適正に使用していても1年程度経過すると、微生物の死がいや汚泥がたまり浄化槽の働きが衰えます。そこで汚泥等を引き抜き除去したり機械類を洗浄するのが清掃です。そのため、**年1回以上の清掃**をすることが法律で義務付けられています。

②浄化槽の保守点検

4か月に1回、浄化槽内の装置の調整、修理、消毒剤の補充を行わなければなりません。この作業については奈良県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に依頼してください。

▽保守点検に関する問合せ先

奈良県生活環境部環境政策課 ☎0742・27・8737

③罰則

清掃や保守点検等に関する違反行為には罰則があります。

保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして知事が改善措置や使用停止を命じることがあります。またこの命令に違反すると処罰されることもあります。

▼浄化槽法(抜粋)

(浄化槽管理者の義務)

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

■問合せ先 生活環境課 ☎(内線388)

奈良県内吉野保健所地域生活課 ☎22・3051